議案第44号

さいたま市統計調査条例の一部を改正する条例の制定についてさいたま市統計調査条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月3日提出

さいたま市長 相 川 宗 一

さいたま市統計調査条例の一部を改正する条例

さいたま市統計調査条例(平成13年さいたま市条例第16号)の一部を次のよう に改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 この条例の適用を受ける統計調査(以下「調査」という。)は、市が実施する統計調査で、次に掲げる統計調査を除くものとする。 (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第 6項に規定する基幹統計調査 (2) [略]	第2条 この条例の適用を受ける統計調査(以下「調査」という。)は、市が実施する統計調査で、次に掲げる統計調査を除くものとする。 (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第3条第 1項に規定する指定統計調査

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。